

横須賀市「子育て応援ひろば すかりぶ」利用規約

横須賀市（以下「本市」という。）は、市内事業者等との連携によって子育てを応援するサービスを提供する横須賀市「子育て応援ひろば すかりぶ」（以下「すかりぶ」という。）を運営します。

すかりぶの利用を希望される市民の皆様におかれましては、すかりぶ利用規約（以下「本規約」という。）に記載する条件にご同意いただいたうえで、メンバーズクラブ会員登録（以下、「会員登録」という。）をしていただきますようお願いいたします。

（目的）

第1条 本規約は、すかりぶにおける会員登録及びサービスの利用に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。

- （1）メンバーズクラブ会員
すかりぶの会員登録を行った人。
- （2）協賛事業者
すかりぶの協賛事業者登録を行った市内事業者等。
- （3）サービス
協賛事業者が提供する、体験・イベントサービス、安心・便利なサービス、お得なサービスなど各種サービス。
- （4）会員登録証
本市がメンバーズクラブ会員に対して交付する。
- （5）サイト
本市が提供し、運用及び管理を行うすかりぶのホームページ。

（会員登録の対象者）

第3条 会員登録ができる者は、原則として、次のいずれにも該当しなければならない。

- （1）市内在住であること。
- （2）16歳以上であること。

（会員登録の手続き）

第4条 会員登録を希望する者は、サイトにて会員登録の申請を行う。

2 本市は前項に定める申請を受けた場合において、第3条に規定する要件を満たすと認めるときは申請者の会員登録を行う。

3 本市は会員登録を希望する者が第1項に定める申請を行った時点で、申請者が本規約の内容に同意したものとみなす。

4 会員登録の有効期間は登録が行われた年度の3月31日までとする。

(会員登録証)

第5条 本市はメンバーズクラブ会員に対し会員登録証を交付する。

2 会員登録証の有効期間は会員登録を行った年度の3月31日までとします。

3 会員登録証はメンバーズクラブ会員本人のみが利用可能なものとし、第三者へ譲渡や貸与できない。

(会員登録及び会員登録証の更新)

第6条 本市は会員登録の有効期間満了の後、メンバーズクラブ会員から申し出がない限り、有効期間を当該満了の日の属する年度の翌年度の3月31日までに更新することができる。

(会員登録内容の変更)

第7条 本市はメンバーズクラブ会員からの申し出により会員情報内容を変更することができる。

(会員登録証の再発行)

第8条 本市はメンバーズクラブ会員からの申し出により会員登録証を再発行することができる。

(会員登録の取消し)

第9条 本市はメンバーズクラブ会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会員登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の行為により会員登録を受けたとき。

(2) 本利用規約に違反したとき。

(3) その他、メンバーズクラブ会員の利用状況がすかりぶの趣旨にそぐわないと市長が判断したとき。

2 本市は前項の規定によりメンバーズクラブ会員の登録を取り消す場合は、会員登録の情報を削除する。

(退会)

第10条 メンバーズクラブ会員は、すかりぶからの退会を申請することができる。

2 本市は前項の規定によりメンバーズクラブ会員から退会の申請を受けたときは、会員

登録の情報を削除する。

(サービスの利用)

第 11 条 サービスを利用するときは、協賛事業者の求めに応じて会員登録証を提示しなければならない。

2 サービスの利用にあたり、協賛事業者の求めに応じて本市がメンバーズクラブ会員の個人情報を収集する場合、メンバーズクラブ会員の同意に基づき、収集した個人情報を協賛事業者に提供することができる。

(サイトの利用)

第 12 条 メンバーズクラブ会員がサイトを利用するにあたり必要な通信機器等を含む操作環境に関しては、本市は一切関与しない。

2 サイトを利用するにあたり生じる通信料金は、メンバーズクラブ会員の負担とする。

(サイトの停止又は中断)

第 13 条 本市は次の各号に該当する場合、メンバーズクラブ会員に事前に通告することなくサイト運営の全部又は一部を停止又は中断することができる。

- (1) サイトに係るシステムの保守、点検作業を定期的又は緊急に行う場合。
- (2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合。
- (3) 火災、停電、天災地変等の不可抗力によりサイトの運営ができなくなった場合。
- (4) その他、市長が停止又は中断を必要不可避と判断した場合。

2 前項各号に定める事由により本市がサイト運営を中断し、メンバーズクラブ会員が損害を被った場合、本市は一切その責任を負わない。

(保証の否認及び免責)

第 14 条 本市は、すかりぶ及びサイトの運営に関し、いかなる保証（コンテンツ、文章、画像その他の情報の正確性、完全性、最新性、信頼性、有用性、目的適合性に関する保証及び本サイトの利用によって生じる結果の保証を含むが、これらに限られない。）はしない。

2 すかりぶ及びサイトの運営に関しメンバーズクラブ会員に損害が生じたとしても、その理由及び原因を問わず一切の責任を負わない。

3 本市はメンバーズクラブ会員と協賛事業者との間の実際の取引等には一切関与しないものとし、すかりぶ及びサイトの運営に関連してメンバーズクラブ会員に何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合、本市はこれを賠償又は補償する責任を一切負わない。

4 前項までの規定ほか、すかりぶ及びサイトの運営に関連して、メンバーズクラブ会員と協賛事業者や第三者との間で生じたトラブルに関して、本市の責任に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、本市は一切の責任を負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第 15 条 メンバーズクラブ会員は本規約に基づく権利義務を第三者に譲渡または担保の用に供してはならない。

(規約内容の変更)

第 16 条 本市は必要に応じて、メンバーズクラブ会員の事前の承諾を得ることなく、本規約内容について変更することができる。

2 本規約内容を変更したときはサイト掲載により通知を行います。

(個人情報の保護)

第 17 条 本市は、すかりぶを運営するにあたり個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合、横須賀市個人情報の取り扱いに関する特記事項に準じその取り扱いに万全の対策を講じる。

(協議解決)

第 18 条 本規約に定めのない事項、又は本規約の解釈に疑義が生じた場合は、別途協議する。

附則

本規約は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附則

本規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。